

## 「新しい生活様式」の実践例

国の専門家会議の提言により、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の具体的な実践例が示されました。

### 1 1人1人の基本的感染対策

#### 感染防止の3つの基本

1. 身体的距離の確保
2. マスクの着用
3. 手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）  
（注意）高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には体調管理をより厳重にする

#### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする
- 地域の感染状況に注意する

### 2 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 ○咳エチケットの徹底 ○こまめに換気 ○身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養

### 3 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### 4 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 ○時差通勤でゆったりと ○オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン ○名刺交換はオンライン ○対面での打合せは換気とマスク

問合せ 健康福祉課 保健衛生担当 ☎ 157-158

## 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税が減免となります。

#### 減免の対象となる方

- ①主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税を全額免除**
- ②主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険税の一部を減額**

#### 要件

- 世帯の主たる生計維持者について、（1）～（3）のすべてに該当する世帯
- （1）事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
  - （2）前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
  - （3）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

#### 減免額の計算式

減免対象保険税額（A×B／C）に減免割合（D）をかけた金額です。

減免対象の保険額

A	世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B	世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C	主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

減免割合（D）

前年の合計所得金額	減額または免除の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

\*主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

#### 減免の対象となる保険税

令和元年度分及び令和2年度分の保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）のあるもの。

加入の届け出が遅れたため、令和2年1月分以前の保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合は、令和2年1月分以前の保険税は対象外です。

#### 申請受付期間

令和元年度分・令和2年度分ともに令和2年度分納税通知書が届いてから下記の期間

○令和元年度分：**令和2年7月31日（金）まで**

○令和2年度分：原則、申請日以降の納期分が減免対象となりますので、**7月中の申請をお願いします。**  
期限は令和3年3月31日（水）まで

#### 申請方法

- 税務課住民税担当窓口での申請
- 郵送での申請 ※電話でお問合せください。

#### 提出書類

- 減免申請書
- 事業収入等の状況申告書
- ※添付書類：給与明細書・収入と必要経費のわかる帳簿・退職証明書・廃業届・登記簿謄本などの写し

#### 確認書類

- 令和2年度納税通知書
- 本人確認できるもの（免許証・マイナンバーカードなど）

#### その他

納税が困難な方に対して、町税等の猶予制度もあります。詳しくは町HPをご覧ください。

問合せ 税務課 住民税担当 ☎ 131-133